

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アクセルと称し、英文では AXELL CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 半導体集積回路及び半導体集積回路を組み込んだプリント基板の設計、製造、販売
2. ゲーム機器の設計、製造、販売
3. 事務機器の設計、製造、販売
4. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
5. 画像又は音声に関する圧縮伸長処理技術の開発、販売
6. ソフトウェアの開発、販売
7. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、23,112,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料並びに

株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

- 第22条 取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から選定する。
 - 3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき業務の執行を統括する。

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その者が議長となる。
- 2 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。
 - 3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
 - 4 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第29条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の決議)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

平成8年1月15日制定

平成12年6月27日改正

平成12年12月22日改正

平成13年6月21日改正

平成14年6月20日改正
平成15年6月19日改正
平成16年5月20日改正
平成16年6月17日改正
平成17年5月20日改正
平成18年6月18日改正
平成20年6月21日改正
平成21年6月21日改正
平成22年6月20日改正
平成24年6月17日改正
平成28年6月18日改正